

平成二十六年政令第三百四十七号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令

内閣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

附則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。